

第四十八回国会 運輸委員會 議 録 第二十号

昭和四十年四月八日(木曜日)

午前十時十七分開議

出席委員

委員長 長谷川 峻君

理事 大西 正男君

理事 關谷 勝利君

理事 山田 彌一君

理事 肥田 次郎君

有田 喜一君

小淵 恵三君

佐々木義武君

田中 彰治君

南條 徳男君

勝澤 芳雄君

泊谷 裕夫君

内海 清君

出席國務大臣

運輸 大臣 松浦周太郎君

出席政府委員

運輸事務官 堀 武夫君

(運輸事務官) 堀 武夫君

(航空局長) 堀内 一彦君

委員外の出席者

運輸事務官 手塚 良成君

(航空局長) 大沢 信一君

運輸技術官 大沢 信一君

専門員 小西 真一君

四月六日

国鉄生保内線秋田県田沢湖町出口部落に簡易駅設置に関する請願(川俣清吉君紹介)(第二五三二号)

自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願(大野公義君紹介)(第二五四七号)

第一類第十号

運輸委員會議録第二十号 昭和四十年四月八日

臨時行政調査会の答申における運輸行政に関する請願(川村義雄君紹介)(第二七九七号)

同外二件(天野公義君紹介)(第二八三二一、二八三二二号)

同(内田常雄君紹介)(第二八三三三、二八三三四号)

同外一件(千葉三郎君紹介)(第二八三三三、二八三三四号)

同(濱野清吉君紹介)(第二八三四四、二八三四五号)

同(福田篤泰君紹介)(第二八三五五、二八三五六号)

国電大崎駅の貨物取扱に縮小反対に関する請願(宇都宮徳馬君紹介)(第二八三〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

新東京国際空港公団法案(内閣提出第一〇三三)

○長谷川委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

新東京国際空港公団法案について参考人から意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、参考人の人選及び出席日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○長谷川委員長 次に、新東京国際空港公団法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。小川三男君。

○小川(三)委員 最初に運輸大臣にお伺いします。が、もちろん、大臣は東京上空の管制図などをごらんになられたと思えますけれども、空港の使用している空域に比較して、横田基地を中心とする東京西北部の上空は、ほとんど米軍に専用されておるといっても差しつかえない。したがって、地上の問題を決定する前に、東京上空についての整理、いわば空の交通整理について、大臣としてどういうお考えをお持ちになれるか。アメリカとの間に、たとえば彼らが使用している地域の返還を求めたり、あるいは空域の縮小を求めたり、そういう交渉をやる御意思がございしますか。

○松浦國務大臣 いま御指摘の東京の上空における航空管制の問題については、いろいろの見方がありますが、決定的なものはいま御指摘になられました東京西北部におけるブルー14地区——入間川、横田、厚木、そのほかもう一カ所あります。が、そういう四つの米軍の飛行場がありますので、そちらのほうには行かれないわけなんです。民間飛行機がその間をくぐっていくという空の管制上の余地はない。したがって現在の羽田といえどもそこをくぐっていくのは一万五千メートルのところ一日に一カ所だけ許されております。そんなところに毎日数十回やることはできませんから、東京以西へ行く場合は、木更津の沖を回って、大島、伊豆の間を通過して静岡のほうへ向かっていくという航路を往復とまでしております。それから東北のほうに参りますのは浦安の上を通るなり木更津の上を通過して、そのまま千葉、茨城を横断して東北のほうに行っております。それ以外に現在の状況としては通る道はないのでございます。それ以上は専門的な問題ですから、局長に答えさせていただきます。

○小川(三)委員 私が伺っているのは、現状はそれとおりなんです。が、きのうも東京上空を飛行機で視察しましたけれども、その際御説明なされたのは手塚さんですか、アメリカ空軍と交渉の結果、東京西北部の上空を視察することができた、そう説明されておりますが、あの時間わずか二十分かつ三十分なんです。私がいま伺っているのは、新東京国際空港の建設は国家百年の大計である。これはもうそのとおりなんです。したがって、その国家百年の大計を樹立するためにも、東京上空の管制、空の交通整理をこの際にして確立するために、アメリカ軍に対して安保条約に基づいてでも政府は総力をあげて交渉する意思がないかどうか、運輸省が中心になり、政府の総力をあげてアメリカとの交渉をやる意思はないか。東京上空の管制が決定すれば地上の問題もまたおのずからそれによって重大に左右されると考える。そういう交渉をする意思があるのか、あるいはそういう政策をお持ちにならないのかどうか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○小川(三)委員 いままで外務省を通じて交渉された経過についての見通しはどうなんでしょうか。四つ全部返せということを交渉しているんですか。

○松浦國務大臣 御指摘のとおりでございます。政府内部におきまして、新空港建設に關係のある関係閣僚懇談会というものを開いておりまして、その決議によりまして米軍の四カ所のうち一、二カ所利用させることはできないかということを外務省を通じて交渉しつつあります。しかし、返還されましても軍の飛行機と民間飛行機とをあの中に入れて一語にすることは技術上困難ではないか、全部返されるならばできるけれども、一つや二つ返されても一日に千回も千五百回も練習機が飛ぶ、しかも超音速機でございますから、四つ返されるならば考えられるが、一つでも残ればめんどろではないかと思っております。

○松浦国務大臣 決議をして外務省に交渉を委託したのでございますが、そろそろ交渉を始めておられると思うのです。まだその結果の内容は聞いておりません。

○小川(三)委員 もしかりにいま返還されたとするならば、東京西北部の空が日本として十分使えるわけですね。その場合東京国際空港の位置は、それほど早急に、交渉と見合せて進展させるという方法が成り立つのかどうか。

○松浦国務大臣 先ほど申しましたように、一カ所や二カ所返されても民間空港をその中に入れておくことはできないと思ひます。四カ所全部返すならば、考え方はおのずと別になつてまいりませんけれども、四カ所一度に返すことは——返すのではなくて、いま東京を守つてもらつておるんですから、利用させてもらつてという言い方しかできないと思ひますが、四カ所全部という事には、ちよつといまのところ見通しはつきません。

○小川(三)委員 新東京国際空港の建設を政府直轄の事業とせずに公団方式を採用するという理由について伺つておきたい。

○松内政府委員 なぜ政府直轄でやらないで公団方式でやるかという点でございますが、政府直轄でやつて絶対にできないという事はないと私は思ひます。ただ、どちらのほうがいいかという点を比較いたしますと、公団方式でやるほうがはるかによろしいということが言えると思ひます。まず第一にあげられますのは資金の問題でございますが、新空港の建設に要する資金をすべて政府の金でやるという事は、これも不可能ではございませんが、実際問題としては非常に困難である、したがつて民間資金を導入するという必要がございます。その場合に公団を設立しますと公団債を発行して民間資金の導入が可能になるわけでございます。

それから第二にあげられます公団の必要性でございます。これは人事の問題でございますが、大量の特殊の技術者を必要といたしますが、これらの要員の確保をはかるということは、現在の運輸

省航空局に急にこういう人材をそろえることは実際問題としては非常に困難でございます。いわば各方面の優秀な技術者を集めなければならぬが、その場合にはやはり公団方式によつてやつたほうが運輸省関係あるいは国鉄関係あるいは関係各省等から優秀な人材を集めやすいという点がございます。

それから建設にあたりましては場所はまだ決定しておらないわけでございますが、陸上の場合でありますと用地買収、あるいは水面の場合でありますと漁業補償その他の補償が当然起つてまいりますがこれを円滑に処理するためには、国の補償ということよりも公団方式によつたほうが円滑にいくという事は、公団方式でやるからいわずに、実情に適した適切な措置が敏速にできるといふような長所がございます。

それからもう一つこれは別個の角度でございますが、むしろそういうことなら民間会社にやらせたほうがいいのではないかと考へ方も、非常に弾力的にやるといふ意味ではないのではありませんかという御議論も一つあるかと思ひますが、これはやはり日本の表玄関であり、これだけ大きな空港を私企業にゆだねるといふことはいろいろな面で弊害がございます。弾力的運用においては非常に長所があるかもしれませんが、公共目的から見て望ましいことではございませんので、やはり公団という方式によつて、公共性を確保しつつ資金の面あるいは人事の面あるいは経理の面において適切な措置を講ずる、これが公団を必要とするゆゑでございます。

○小川(三)委員 次に、公団法案の第二条に「新東京国際空港は、次の要件を備える公共飛行場として、東京都の周辺の地域で政令で定める位置に設置するものとする」とありますが、一体この位置というのは何をさすのか。たとえば何市の何区何番地から何番地までの場所をさすのか、單なる方角としての位置をさすのか。

○松内政府委員 法案第二条の「政令で定める位

置」とこれは、同空港の所在する最小行政区画、すなわち市、町村というような表現で示す、こういうことになると思ひます。

○小川(三)委員 飛行場を設置する場所、つまり位置の決定は、これは地元地方自治体はもちろん、地元居住民に対して、権利と義務とに重大な関連があるはずで、それほど重大な問題を、なぜ法律によらずに政令によるのか、この点を伺つておきたい。

○松内政府委員 空港の場所の決定につきまして、現在政令によらずに決めておりますが、この新空港は非常に大きな空港であり、日本の表玄関として将来重要な使命をになうものでございます。また、この空港は飛行場というだけの観点ではなく、いろいろな諸般の国の行政というものと密接な連関がございますので、運輸省限りで決定いたしませんで、関係各省、すなわち内閣全体の責任において場所を御決定いただくことにして、通常の空港以上の慎重な手続をとるといふことにしたわけでございます。

○小川(三)委員 位置の決定は行政区画を指定するということでありますが、その場合に地方自治体あるいは地元居住民に事前に了解を求めて、あなただのころへ飛行場を持つてきたいのだからどうかというふうな事前の工作を進めた上でこの政令を出すのかどうか。

○松内政府委員 実際問題といたしまして、政令がきまる前には、事実上の内閣内部における場所の決定ということが先行すると思われませんが、その先行する、いわば政令で正式にきめる前の段階の内閣における意思が統一されず過程におきまして、当然の知事というふうな方々との事実上の了解あるいは話し合いというものが行なわれ、かように想像しております。

○小川(三)委員 そうしますと、内閣で特別に何か空港の位置決定についての委員会なりなんなりを組織されるということですか。

○松浦国務大臣 先ほど申し上げましたが、いわゆる新空港に関する関係閣僚懇談会というものが

ありまして、その懇談会の議を経て一つ一つやつております。

そこで本法の第二条の発動によつて政令で場所を決定する前に、その閣僚懇談会の議をまとめて閣議にかける考へでございます。

○小川(三)委員 閣僚懇談会が地元の地方自治体なり地元居住民に対して直接交渉するという事はあり得ないでしょうか。そうすると、その地元自治体なり地元居住民の了解あるいは理解を求める作業は運輸省が当たられるのか、その点を……

○松内政府委員 ただいま大臣がお述べになりましたように、閣議で正式に決定する前に、閣僚閣僚懇談会で事実上のいろいろな話し合いがある、その段階におきまして、これは私の想像でございますが、おそろく関係の知事というふうな方々との接点があると思ひますが、その際、関係の知事とどの国務大臣あるいは大臣が接触されるかという点は、そのときにおそろくいろいろな情勢をからみあわせて御決定になると思ひます。おそろく主管大臣である運輸大臣が御折衝になるという公算が多いのではないかと考へますが、この辺はそういう事態になつた情勢によつて最終的にきまるのではないかと考へております。

○小川(三)委員 閣僚懇談会が位置の決定をするというが、私の伺つてゐるのは、位置の決定をする前に、その地域に対して了解なり事前の作業を進める者はだれが当たるのかということを知つておる。

○松浦国務大臣 閣僚懇談会において議をまとめ、それを外部に交渉の任に当たるのは私が当たることになると思ひます。まず知事の了解を得る必要がある。もちろん用地買収なり漁業権の賠償なりをする場合において、やはり知事の協力が第一であり、その次には市町村長の協力が必要である。でございますから、これらの人方の賛成が得られなければならぬ困難であると私は思ひますから、国家の大局から見て、どうしてもここが適当な場所であるということがきめられたならば、

御協力を願うつもりでございます。

○小川(三)委員 そうしますと、かりに何カ所かの位置を決定しますね。その場合に、地方自治体なり地方庁なりの了解が得られなかった場合には、その位置の決定は関係懇談会ではやらないというぐあいには理解してよろしいですか。

○松浦国務大臣 利害関係があつて小事にこだわるとなるとあるところもあるであらうし、世界四カ所の飛行場でございますから、これがどこにきまるかまだわかりませんが、それなりになりました以上は、まず最高責任者である知事及び県の議長等に十分の御了解を得まして、その御協力とともに市町村との交渉もするという、気長にして穩健な交渉の方法でやっていくべきであると思つております。

○小川(三)委員 次に、法案第二十條では、公団は「新東京国際空港の設置及び管理を行なうこと。」になつていますが、場所は政府が政令をもつて定める。建設は公団が当てる。この場合に、かりに地元の人たちが異議なり反対なりがあつて公団に交渉に行つた場合に、いや位置は政令で政府がきめたんで、われわれのほうはほとんど作業だけを進めればよろしいんだ、位置をここに指定されたことについて異議があるならば、それは政府に行けということになると思うが、その点は最終の責任はだれが負うのか。

○栃内政府委員 公団は設置及び管理を行なうという条文になつておりますので、公団が設置するわけに建設の事業をやつていくことは明瞭でございます。

そこで飛行場の位置の問題でございますが、先ほど御説明いたしましたように、政令できまりますのは、市、町村というような最小行政区画ということになります。もちろんこの市、町村が複数になるという場合もあると思ひます。単数の場合もあると思ひます。しかし、そのみをもつてしては飛行場の具体的な位置と申しますか、どこからどこまでを飛行場の区域内にするかということとは

まだ決定しないわけでございまして、具体的な場所のいわば境界というものは、現実には場所によつたりましていろいろな角度から検討しなければ、どこを境界線にするかということとはわからないわけでございまして。このためにはかなり綿密な技術的調査あるいはそれが陸上であるならば付近の市街地あるいは集落というものとの関係、あるいは海面なり湖沼の場合、いわゆる水面の場合には、水面にはどの程度かけて陸上にどの程度かけるか、あるいは全部を水面に持つていくかという問題は非常に技術的に慎重な決定を要しますので、この点につきましては公団がよく調査をいたしまして、この法律にありまして二十四条の業務方法書というものに詳しくきめ受けるということになると思ひます。したがつて、どこかの部落を入れるか入れないかという点から検討いたしました案をつくる、かようなことと思ひます。

○小川(三)委員 私の伺つてゐるのは、たとえば位置を指定された地域の人たちが漁業権を持つてゐる場合がある。あるいは居住権がある、耕作権がある、そういう人たちが全部納得して、さあよろしいということであれば問題はないわけですが、異議を申し立てる人があり得る。その場合に土地収用令を發動するといふような事態が起こつた場合に土地耕作権を持つてゐる者、あるいは漁業権を持つてゐる者は、その異議の申し立ての対象は公団であるのかあるいは政府であるのか、政府であるならば運輸省であるのか何省が当たるのか、その点を明確にしておきたい。

○栃内政府委員 ただいまのような、例示されましたような事態について、万一問題が起こるといふことになればこれは公団であらう、かように考えますが、そういうことができないだけないように努力すべきである、かように考えております。

○小川(三)委員 しかし位置の決定は政府がきめるわけでしょう。したがつて、作業するのは公団である。位置の決定権は、この法案によりますと公団にないわけですか。そうしますと、位置決定は、公団ではなくて、別の機関が決定してゐるわけですか。その場合のギャップが起こりませんか。公団は、位置の決定は政府がしたので、異議があるならば政府に持つていつて文句を言えといふことが起こり得る。その場合、公団が責任を負うといふことになるのですか、位置の決定権は公団にないのですか、その点を明確にしておきたい。

○栃内政府委員 先ほどから申し上げておりますように、内閣といひますか、政令できまりますのは市町村という単位、またこれが場合によつては複数になるというように、いわばこの付近といふようなきまり方でございます。具体的に何町の何丁目あるいは字のどこどこ、あるいはどの場所といふような問題、特に一筆一筆の問題につきましては、これは公団が事業の主体として買取をするといふことになり得ます。また先ほど申しましたように、どこを飛行場の境界線とするかといふような点につきましては、これは政令で絶対的にきめられない問題でございます。よく付近の状況あるいは技術的な問題といふものを勘案して、具体的にきめていくことと、公団が買取の実施事務をその細部計画に従つて進めていくといふところには何ら矛盾がない、かように考えます。

○小川(三)委員 そうしますと、この地元の位置を決定されて、そこで公団が作業を進めるに際しまして、地元の人々が法律上の対抗措置を講ずるような事態が起こつた場合に、それは公団が実際の責任を負つて、政府は一切の責任を負わないといふことなのですか。そういう事態について政府は対象にならないといふことに理解すべきなんですか。

○栃内政府委員 先ほどちょっと説明を漏らしましたが、この法律におきましては現在の航空法を必要部分準用してゐるわけでございます。航空法の三十九條に、「飛行場の設置の場合には公聴会を開く」という規定がございます。この規定は、当然準用によりまして、新しい空港といふものにも適用されることになり得ます。こういう機会に法律上認められた利害関係人の意見を聞くという機会があるわけでございます。

○小川(三)委員 私の伺つてゐるのは、政府は場所をきめつた上で、あとの責任は一切負わないといふのか。それとも訴訟やなんかが起こる場合があるでしょう。土地収用令によつて異議の申し立てをする、あるいは立ち入り禁止の仮処分をするなり、法律上の対抗措置を居住民が講ずる場合に、それは相手が公団であつて、政府は一切責任を負わないといふのかどうか。

○栃内政府委員 ただいまのような、例示されましたような場合に起るとすれば、それは公団ということになります。

○久保委員 関連してちょっとお伺ひするのですが、後ほど総体的にお尋ねするのですが、先ほど小川委員の質問でいふゆるブルー14あるいは四つの米軍基地、こういう問題に質疑が言及されたのでありますが、私が関連してお尋ねしたいのは、すでに航空審議会からは富里あるいは霞ヶ浦、いろいろそういうもので先年答申されてゐるわけですが、しかし、これは政府内部の事情によつて今日まで第二国際空港は決定に至らない。これからきめようとするわけですが、ひとつは航空審議会の答申といふものは現在の四つの東京周辺にある米軍基地あるいはブルー14といふ管轄の壁、こういうものを前提に置いて第二国際空港を設定したのか。あるいは政府はこれからこの法案が通れば、あるいは通らぬでも、第二国際空港の位置選定をするわけでありまして、位置選定の基本方針は、そういうふうにある、特にブルー14あるいは四つの米軍基地を将来にわたつてあるものとして考えていくのか、御方針はいかがですか。

○松浦国務大臣 御質問の点は、簡単に答えたいと思いますが、ブルー14はあるものとして考えてお

ります。

○久保委員 第二國際空港はすでに御承知のように、日本自体にとれば國家百年の大計をきめるものですね。そうすな。そうだとすれば、いまある條件、特に安保条約は御承知のようにあと五年を出でずして失効になります。そうなた場合、なるほどわれわれは安保条約には反対、そういう存在を考へてはおりませんが、現実にある。しかし條約の期限は遠からず切れる。しかし國際空港の位置選定は、先ほど申し上げたように國家百年の大計であるということになりますれば、日本の空は、そして日本の土地は日本のものであるという観点から、正しい位置の選定があつてしかるべきだと私は思ふのであります。それをいまの運輸大臣の御答弁では、現在あるブルー14の壁、それを認め、四つの米軍基地を認めながらの位置選定では、残念ながら國家百年の大計に立つたいい候補地は選定できかねるのじやないか、こう思ふのです。いかがでしょう。

○松浦國務大臣 安保条約は切れると、その次の第二、第三の安保条約はやるからぬかは、そのときになってみなければわからぬという考え方でございましょうが、われわれは日本の經濟力をもつてして今日の日本を守り得る制空権、制海権は握れない、どうしてもやはりアメリカとの間の約束は守つていかなければならないと私は思ひます。しかしそれがかりに日本で守り得るにしましても、今度のSSTのごとき百トンも油を積んで二百五十人、三百人という人員を乗せる三百トン近い巨大な飛行機を、海から離れたところに飛行場を設けて、たとえば横田から立つというようになことを考へましたならば、東京及び横浜その他の大都市の上を通らざるを得ない、それは私はとらざることであると思ひます。かりにアメリカの問題はなしにいたしましても、やはりすぐ海に出られるというところが一番好適じやないかというように、航空審議会が決定しました富里並びに霞というものは、海にすぐ出られるという好條件を備えております。それ以外にああいう條件を

備えた場所はないのです。しかし遠く離ればある。しかし、せっかくアメリカから三時間ぐらいで飛んできたものが、日本の国土に着いてから二時間も三時間も東京に来るのに時間がかかるようでは、またこれを利用する人の面からも考へなければならぬというような諸種の観点から見まして、航空審議会が考へました個所は、やはり相当な専門家がそろつておりますから、ブルー14の問題を抜きにしても適地である、ただブルー14の問題についても少し承していただけるならばということ、日本の軍の問題となつた問題でございまして、軍の同じような作戦のもとに練習するのであるならば、あの中に入つてやつてもできぬことではないではないかということの交渉で、あそこものを返してもらつて、そのあとにSSTの飛行場を持つていくことは考へておりません。

○久保委員 あなたの御説を百歩譲つて、日本の制空権というが、そういうものを守るために安保を續けて、米軍に守つてもらふということをとせば認めても、そのことと、それじゃ國際空港の國民經濟における、あるいは國際的な經濟の中におけるところの比重の考へ方を、あなたはさういうふうに考へられておるか。制空権が大事だといふならば、残念ながら第二國際空港はこの東京周辺にはできないという結論が先じやないでしようか。私はとにかく制空権がいい、悪いは別にして、それは二次的なものだ。國家經濟上、國家の存立上、まず第一にわれわれがいま取り上げてゐる第二國際空港は、國民的な經濟、日本の經濟的な發展あるいは日本の別な意味でいうところの國威發揚、こういうことにつながると思ふんで、ね。單なる制空権を前提に置いて第二國際空港をつくることは間違ひではないか、私はさういふふうに思ふのです。私はあえて返せとは言わぬが、日本の全土と日本の空は日本のものである、その前提に立つて第二國際空港は選定すべきではないか、こういう主張なんです。

〔委員長退席、田邊委員長代理着席〕

そこで、このことについても一べん御答弁いだたくと同時に、あなたの論法をもつてしていくならば、いわゆる航空審議会の第二案としての霞ヶ浦埋め立て、こういうことになっております。それじゃ日本の制空権防衛のためということ、百里基地はきつての視察したとおり九分どおり完成した、遠からずF-104がここに入つてくるようになった場合にこの霞ヶ浦の百里の基地は撤去できないということになつておるじやないか、さうなれば霞ヶ浦の埋め立て工事というが、ここに選定することはやはり論議の必要はなくてこれはだめだ、いかがでしょう。

○松浦國務大臣 だから、第一候補地はさういうことに制限されますから、富里を第一候補地に運輸省は見えております。どうしても富里が、小川さんのおっしゃるやうないろいろなことがあつてできないということになれば、置きたやむなしということになるのであります。その場合に、いまおっしゃる百里の問題がありますから、その百里の問題はいわゆるブルー14の後に行つてもらつたらうかどうかというやうな考へもありますので、閣僚懇談会では外務省を通じてその利用を――返還ではありませんが、利用をひとつ考へてくれということを申し込んでおるのであります。

○久保委員 あなたのお話を伺いますと、百里の基地については利用方法で調整したいといふ。われわれはすでに苦い経験を持つております。というのは、東海村の原子力研究所の設置の問題であります。この際は、いわゆる当事者であるところの政府あるいは関係である茨城県当局、これが原子力研究所を誘致するにあつて、あるいは設置するにあつて、将来は何とかなるだろう、水戸の射撃場は撤去になるだろうというやうな甘い見通しのために今日つづつた、ところがついでに昨日も誤投下の問題が起きておる。しかも政府の方針を先般科学技術委員会が開きました。代替地があれば米軍はのきますと言ふ。ところが代替地はいままでたつても、これはさがしても見当たらないこととあります。だからさういふこ

とを前提に考へれば、あなたがおっしゃるところの甘い考へでは、霞ヶ浦に設置することは困難ではなからうか。特に管制というが、いわゆる軍の管制、いわゆる航空局主管の管制、なるほど一元化したやうな形にはなつております。しかしながら、御承知のように、これは必ずしも一元化してない。しかも軍というのは、作戦が最大の要務であります。さうなつた場合に密度を増すであらう、頻度を増すであらうところのいわゆるスーパースニックの離着陸に何らの支障なく、演習なり作戦ができるという前提は私はあり得ないと思ふ。しかも第二國際空港は万全の安全の策をとらなければならぬ、それを運用によつて安全の策を確保するがときは、断じて許すべきではないと私は思ふのです。だから私が言いたいの、百里の基地について、たとえば運用によつてやるというならば、ブルー14の壁と四つの軍用基地が運用によつてできない理由はどこにもない。日本の自衛隊も駐留米軍も、日本のいわゆる空を守るんだということについては、一致しておるわけであり

ます。それならば、自衛隊なら運用がきく、米軍ならきかぬという理由はどこにもないじやないですか。だから私は再三申し上げるのです。日本の国土と日本の空は自分のものであるという前提に立つて、白紙に戻つてこれは選定し直さなければいかぬ、こういうふうに考へますが、いかがでしょう。

○松浦國務大臣 私はブルー14の外にある四カ所も、百里の日本の航空自衛隊も、空を守るといふことについては共同作戦をやつてゐると思ひます。それは、あれだけの距離が両方に離れてゐるので、東京を守りやすいという線はあるでしょう。多少の不自由はあるでしょうけれども、どうしても富里にはできないということならば、この点はやはり譲歩して考へてもらうことが必要ではないかと考へておりますが、しかし、それは万一の場合であつて、いまのところは富里にやるといふ決意のもとにいろいろの準備を進めておるのであります。

○小川(三)委員 明確にしておくために伺っておきますが、そうすると、先ほどの質問の場所の決定は政令によるが、その後起こってくる事態に對しては、法律上の責任は一切公団が負う、政府は負わないというぐあいに理解すべきなんですか。

○栃内政府委員 先ほど例をあげられましたような場合について、直接の相手方というものは何かという御質問でございましたので、公団というところでお答えいたしましたけれども、公団は運輸大臣の監督下にありまして、工事実施計画というものは運輸大臣の認可を要するというものになっておりますので、こういう点から申しまして、政府が全く責任がないという点から申しても、政府は、やはり政府、特に運輸省がこの問題についていろいろな責任を負うということはその意味では当然でございます。

○小川(三)委員 異議の申し立てなどを起こす場合、そうすると相手は公団ではなくて運輸省であるというぐあいに理解すべきですか。

○栃内政府委員 非常に詳細な問題でございますので、手塚参事官のほうからお答えいたします。

○手塚説明員 公団は、法令にもございますように、一般的にいいますと、具体的な設置管理を行ないますので、その設置管理の範囲につきましては、公団自体が一般のそういった苦情を受けて処理をするということになります。しかし、その処理のしかたなり何なりに、適当でない、不当であるというような問題がございまして、先ほど局長が答弁いたしましたように、この法律の第三十六条で、公団は運輸大臣が監督するという公団に対する一般的な監督権によりまして、運輸大臣自体がそういった意味の責任を負うということになりますので、その段階を追ってそれぞれのものが適当な処置なり責任を負う、こういうことになっております。

○小川(三)委員 先ほど運輸大臣は、久保委員の質問に對して、第一に富里、八街がいまもなお候補地であるということを言っておられますが、

先ほどのあなたの答弁では、もし富里、八街というところであるなら、事前に千葉県知事なり当該市町村なりに十分なる了解を求める、そしてこの仕事は急ぐものではない、したがってゆっくりとやっていくつもりである、こうお答えになっておりますが、航空審議会の答申を見ると、急いでやらなければならぬ、昭和四十五年までに完成しなければならぬというのを言っておる。そういう点、いま富里、八街地区などには全然あなたのほうで了解など得ておられない。しかも、あなたはここで富里、八街地区だと言っておりながら、そういうぐあいに発表することによって、なに大きな影響を地元と与えるかということについて、あなたは何かの配慮をなさっておられるのか。

○松浦国務大臣 候補地の問題です。二つの候補地はすでに決定しているのです。その決定しているというのとは、つまり答申が行なわれているのです。その答申の中の第一候補は富里であるということ、答申を尊重しているわけなんです。しかし、そのうちのどちらにきめるかということとは、まだこれからいろいろな段階を経なければわかりませんけれども、運輸審議会の答申は、第一は富里である、第二は霞ヶ浦であるということを上上げています。

それから、急がないというわけじゃないのです。何でもかんでも無理やり、皆さんの了解を得ないでやるといふのではなくて、その点は十分話し合いをつけて、できるだけ円滑に、かつ御迷惑のなるだけ少なくなるように交渉を進めていきたいということには、時間が多少かかってもしかたがないというのであります。飛行場を早く仕上げなければならぬということについては、帰心矢のごときであります。非常に急ぎますけれども、それかといって、なすべきことをなすに、補償すべきものをしないで無理やり押し通す考えはないということを言っているのであって、急ぐことは急ぐのです。しかし、交渉の過程においては十分話し合いをして、尽くすべき手を十分尽くして、その上に話をつけた、こういうことを言っているのです。

○小川(三)委員 あなたは決定と言いましたね。それは航空審議会が答申をしたのでしょ。あなたのほうで決定しているのではないでしよう。あなたにさっき、富里、八街に決定していると言われた。それは答申でしよう。航空審議会の答申で、富里村では、あなたのほうから発表されて以来ほとんど行政はストップしているのです。八街、富里の三十九年度における農業構造改善事業も、中学校の校舎の新築も、青年館の建築も、果樹の団地畜産団地、それらのものがごとごとく行政がストップしている。千葉県知事は、やむを得ないので、二月に関係の町村長全部を県庁へ呼んで、酒々井、八街、富里、山武町、これらの町村長を呼んで、空港に一切かわりなく行政をどんどん進めるようにということを懇請しているわけなんです。これらのものがごとごとくストップしている。

しかも、いまの状態の中で富里、八街などはどんなアンケートをあなたのほうでとられたかわかりませんが、およそ現在の現時点に立つて、新たに千葉県知事を通ずるなり、あなたのほうから直接なされるなり、アンケートをとってごらんなさいます。それは全然様相が変わっています。二月の十四日には、富里中学校の講堂で新国際空港反対の決起大会が開かれていた。これには、佐倉や成田など二市十一町村の千八百人の人たちが集まってここで決議をしている。そうして熾烈な反対運動を行なっている。ここで、この決議の内容について私は参考のために申し上げますが、運動方針としては、「一、空港反対同盟は、政党派に偏せず、団結の拡大強化をはかる。二、空港反対同盟は、農地を死守し、騒音は絶対に許さない。三、空港反対同盟は、行動隊を組織し、事態即応の態勢をとる。四、空港反対同盟は、全国民支援の受け態勢を整える。」決議として四つの決議をしています。「一、我々は地域住民の幸福を阻害し、生命に危険を与える空港設置には生命を賭けて反

對する。二、我々は空港用地買収に関するいかなる交渉にも絶対に応じない。三、我々は政府の一方的な強圧に對しては、最後まで抵抗し、その無暴な計画は必ず撤回させる。四、予定地区周辺地区民は騒音による生活破壊に反対し、該地区民の反対を支持し、物心両面にわたって絶對的な支援を続ける。」こういうような決議をしてやっておるわけなんです。

というのは、あそこ八街、富里は戦後の農地解放によってあの土地を得たものではなく、きのう飛行機の上からごらんになられたように、整然としてりっぱな営農が行なわれているわけなんです。しかもあの土地は戦前において佐賀の鍋島、大鐘、西村という三人の地主にその広大な土地が専有されておったわけなんです。それが全国農民組合と地主側は国粋会を動員し、あそこで流血の惨事が行なわれて戦前に彼らがいまの農民の人たちが死力を尽くして獲得した土地なんです。したがって、あの人たちがそう簡単にあの土地を明け渡すというようなことは考えられない。しかもあなたのほうで第一に言えば八街、富里である。もともと地元の了解を得るべきなんです。アメリカとの交渉に弱腰であって、しつぱたとして農業を営んでいる農民に對して強腰であるということは、少なくとも日本政府のやるべきことではない、私はそう考へる。運輸大臣はいかに考へておられますか。

○松浦国務大臣 農民の方々が土地を愛されることは、わが子を愛する以上に愛されておりますことは、私は自分の体験を通じてよくわかっております。また上空から見ましたあの整然たる敷地、しかも区画が整然として整地されておる状況、これを全部立ちのいてもうというところになれば、農業に経験がある私は、涙なくしては見ることはできない。そのこと、またそういう土地を使わなければならぬ本事業との間の板ばさみになっている私の心境もお察し願いたいと思ひます。したがって、できるだけこれらの人々が、もし富里に決定して、富里にやらなければならぬとい

うことになりました場合、他に転載されるなり、あるいは従来と同じような農地を求めて農業を継続されて、他に移転されるなら、されることのできる程度の補償は十分政府としてはすべきであるというふうに考えております。しかもいままでも何もう手を打たぬではないか、手の打ちようがないのです。なぜならば、それは完全に候補地になったわけじゃないのです。二つの候補地を決定した答申の第一であるというだけであります。ここでの法案を早くきめていただきまして、法案がきまりましたならば、二条の適用によって、さっそくどっちかにきめるといふ、関係懇談会できめて、政令を出しまして、その日からきまるわけでございますから、そこまですりまわしたならば、先ほど来いろいろ答弁いたしておりますように、順序を通じて十分了解をいただきますように、手を打っていくつもりでございます。

○小川(三)委員 いまの運輸大臣のお答えの中で、補償は政府がすると言われておりますが、そうすると公団は補償の対象にはならないということですね。

○松浦國務大臣 公団を通じていたします。

○小川(三)委員 いまの第二國際空港について、豊ヶ浦でも先日大会が開かれて、反対をやっている。軍事基地、航空基地のあるところ、ことごとくこれに賛成しているものはないのであります。なぜそうなるかという点について、政府のほうでお考えになっておられるのか。あるいは大阪空港にしても、ここに成田の市会議員が特別調査委員会をつくって伊丹、豊中、川西の三市についての調査の答申が出ておりますが、この三市の市長、議会議長全部こぞって反対しています。なぜ反対しているか。問題は、騒音に対する問題について、羽田にしても大阪空港にしても、運輸省としてはこれは直轄の仕事をやっておりますが、騒音に対してどんな対策を講じておられるのか、具体的に府県の人たちに対する騒音対策をどう処理されておられるのか、それを伺っておきたい。

○松浦國務大臣 今度のSSTは機体が大きい

し、速力が速いものですから、離着陸に際して相当騒音が大きいだろうとたれでも考えるのであります。騒音が大きいというのを上空一万メートルのところへ行つてから出すのであつて、離着陸の場合においては普通の四発ジェット機、ダグラス程度のものというところになっております。またこれはどの国でもそのことが問題になるものですから、製作所のほうでは、浮き上がる場合においてはなるべく浮き上がる程度のものであります。フランスのように、北フランスの農場地帯であります。それ海よりちよつと遠いのであります。千二百町歩の中に農家一軒しかないのです。そういういい土地がフランスにあつたのです。日本はそんなところはございませんから、海に近いところとすれば、まああつたところしかないのではないかと考えております。

○板内政府委員 ただいまお尋ねの、運輸省は東京あるいは大阪の騒音対策について全然手を打っていないではないかというお尋ねでございますが、現在まで、東京國際空港におきましては種々対策を立てております。具体策といたしまして、たとえば深夜におけるジェット機の離着陸を禁止する、あるいはできるだけ市街地の上空を避けて飛ぶというようなことをやっております。それから大阪につきましては、ジェット機の離着陸というものは、昨年のたしか六月の中ごろからあつたのではないかと記憶しておりますが、現在ジェット機の離着陸はまだそれほど多くはございませんが、ただいま先生から御指摘のとおり、付近の公共団地におきまして、ジェット機就航以来騒音の問題が非常にやかましくなりました。そこで、航空局といたしましては、三月下旬に騒音の調査というものをいたしました。まだ最終的な結論は出ておりませんが、どの程度の騒音があるか、また羽田と比較してどうであるという点をよく調査の上、必要な措置を講じたい、かように考えておる次第でございます。全然騒音の問題に無関心であるということとは決してございません。

○小川(三)委員 いまの航空局長のお答えでは、騒音の被害はお認めになつておられるわけですが、いま調査中であるというのを言つておられますが、ここには、これは全部、豊中、川西、伊丹、三市の騒音に対する被害ですが、このように三市とも飛行場の撤去を求めている。とてもやり切れなない。特に伊丹の市長は、広報の中でこういうものまで書いています。「もはや伊丹市にとって一番大きな問題は何かといへば、飛行場の問題である。騒音の問題である。そうして付近のアパートや何かはどんなあつてしまふ、市で建てた建物には居住する者がいない。そうして他では人口がふえていくにかかわらず、飛行場の周辺は人口が減少している。しかもいま一番大きなのは人間尊重ではないか。」これは広報いたみの中に、伏見正廣市長みずから書いてあるわけですね。このように悲鳴をあげておられるわけですね。ところが、それに対して、先日調査に行つても、何ら、國際空港の所管省である運輸省として調査中であつて、いま騒音に対する具体的な対策を何も立てておられない。したがつて、反対が多いわけですね。調査ではなくて、私の尋ねているのは具体的にどんな対策を立てておられるのかということをお伺いしておるわけですね。

○板内政府委員 先ほど申し上げましたように、大阪における騒音問題がやかましくなりましたのは、昨年六月ジェット機が就航しましてから逐次問題になつてまいりました。したがつて、ただいまおっしゃいますように、付近の公共団地におきましてはいろいろ問題にしております。したがつて、ジェット機が就航いたしましたので、その結果どのような状況であるかということに航空局としては客観的なデータを十分そろえるということがまず第一でございます。この客観的なデータなしには今後対策をどういうふうにするかということもできないわけでございます。したがつて、まずこれをやることによりまして、今後その結果によつてどういうようなことをやるかという

ことを検討すべきでございます。いまごろ調査とは何ごとかというおしかりでございますが、羽田と違ひまして、大阪はごく最近ジェット機が飛び出した。そこでまず調査をしまして、今後の対策を立てたい、こういうことでございます。

○小川(三)委員 ジェット機の就航は、しかもジェット機が非常に騒音を出すということはあつたのほうでわかっているわけですね。したがつて、そういうものに対して事前に対策を立てない。そうして、ほうっておくからどこへ行つても飛行場のあるところ、付近の住民から反対が起くる。これは横田基地の被害報告ですが、参考のために申し上げます。

「横田基地は沖繩につぐ米空軍の重要拠点で、水爆搭載も可能なF-105戦闘爆撃機をはじめ、F-102、B-52、B-57など戦爆連合による高性能の実戦機が配置されている。騒音被害、同基地滑走路の延長上に位置する昭島市の被害報告書は、次の実情を指摘している。早朝から夜間に至るまで平均七五PH(フォーン)以上の状態の中におかれていた内容は一日二、三回の一回約二時間程度継続するエンジン・テスト(最低九〇PH、最高一三〇PH)が行なわれ、この間一時間平均十五、六機、平均四分間に一機離着陸、合計すると二分間一機の離着陸が行なわれる。自記騒音計は昨年十二月一カ月間に、八五—九九PH四二四回、一〇〇PH以上一七六回、合計六四一回の飛行騒音のあとを残している。午後七時から午前六時までの夜間回数はそのうち七七三回、ふつう国電の中が八〇PH、地下鉄内九〇PH、自動車の警報が前方一メートルで一一〇PH、であるから、そのひびきも察しがつく。さらに報告書は、騒音被害として、1、睡眠不足、食欲減退、疲労の加重、2、青少年の勉強中断、3、業務家事の中断、能率低下、4、ラジオ、テレビの聴視、会話電話の中断、5、病人の回復力の減退、6、住居の耐久力の低下、家具の破損……等をあげている。騒音度のもつとも強い押島地区(八百戸)では、三百五十戸と移転問題を話し合

ことを検討すべきでございます。いまごろ調査とは何ごとかというおしかりでございますが、羽田と違ひまして、大阪はごく最近ジェット機が飛び出した。そこでまず調査をしまして、今後の対策を立てたい、こういうことでございます。

に対して慎重な考慮をしろということとは出ており
ますし、また答申に出ておらなくても、この問題
は真剣に取り組まなければならない問題であると

いうことは何度も申し上げておるとおりでございます。

それから、いま防音林の問題についてお話がございましたが、私は防音林というものはこれで完全に騒音がなくなるというふうには、それほど甘く騒音の問題を考へておるわけではございません。それから、一朝にして林ができるということも考へておりませんが、ともかく騒音に対する対策としては、効果のある方法はできるだけとるという一例としてこの問題を取り上げておるわけでございます。将来にわたって使用します飛行場、特に使用開始当初は離発着回数というものが少ないわけでございますが、次第次第に離発着回数がふえるということによって騒音問題もだんだんと問題になってくるというところでございまして、やはり植林をすることというのは将来のために非常に重要なことではないか。

しかし防音林があるからといって、上空から来る騒音というものを遮断するということはできないというところでございまして、少なくとも滑走中の飛行機というものの騒音をある程度防止するということは可能でございまして、対策として考へ得る効果のあるものはできるだけ採用して、それらを総合的に力を発揮して、幾らかでも騒音を軽減したいというところでございまして、すべての対策をやったから全く静かになるというふうには私自身もそれほど甘く考へておるわけではございません。

○小川(三)委員 別の角度からちょっと伺つておきますが、新空港はあくまで平和的な国際運送の上で使用されるべきものだ、アメリカ空軍からこれの共用なり使用なりを申し込まれた場合に、あなたのほうでこれを断ることはできますか。

○橋内政府委員 この点はもう御説のとおりでございます。新東京国際空港というものは純粋の民間用の空港というふうに私は考へております。アメリカから申し込みがあるとは思いませんけれども、まあほとんど想像できない問題でございしますが、仮定の問題としてそういうことがあれば、

もちろん政府としても断るということになるというところはつきり申し上げられると思ひます。

○小川(三)委員 それは断られますか。いいです。条約の第七條に、「合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有る管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。」という規定が規定しておりますが、この場合、公共的なものとして飛行場の利用を申し込まれた場合に、日本政府はこれを断固として断るだけの処置ができますか。

○松浦國務大臣 法律的のものでありますから局長から答弁させます。

○橋内政府委員 いま御指摘になりましたのは、いわゆる地位協定を御引用になったんだと思ひますが、これは、私の解釈によりますと、非常事態という状態を予想してゐるのではないかと、かように考へております。

なお、この詳細な条文の解釈という点につきましては、条約上の問題でございしますので、私のいまの答弁は航空局長の答弁ということで御了承願ひます。

○小川(三)委員 安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の中の第七條にいまの私の申し上げた条文があるわけですが、したがって、公益事業及び公共の役務を利用する、しかも優先的に使用することができ、享有するものとするということが明確にあるわけですが、したがって、これによつて新国際空港をアメリカ空軍が使用するということを申し入れられた場合に、非常事態といふまでも、非常事態の判定はだれがするのか。おそらくアメリカがするんでしょう。そういう場合に、平和的な目的に使用すべき国際空港が軍事目的にも使用される危険が十分ある。その点について、日本政府の明確なる態度を決定すべきではないか。したがって、私は運輸大臣にそれを

お尋ねしているわけですが。条文の問題じゃないのです。

○松浦國務大臣 第六條の規定の中にある問題の非常事態の關係の判定は、事前協議によつてそれをきめるんでありますから、向こうから一方的のものではありません。その上でこれは非常事態であるから一時使わせるといふことの話し合いがなければならぬであらうが、そのようなことはおぼろげな私思ひです。

○小川(三)委員 それではその問題は後ほどまたよく伺うことにしまして、これは保留にしておきます。

次に、日米航空協定の経過について伺つておきたいと思ひます。

○松浦國務大臣 一時休会になっておりましたが、現在武内大使との間に向こうでいろいろとその後の変化に際して交渉いたしております。その結果、向こうからいろいろ言つてまいりましたら、こちらから乗り込んでいって、どうしてもニューヨーク・ビヨンド、大西洋を経て世界一周の権利を、不平等の条約を平等に直すべくどこまで努力する覚悟でございまして。

○小川(三)委員 米國が世界の主要國と結んでゐる航空協定でニューヨーク以遠の乗り入れを認められていないのは日本だけである。その点は間違ひありませんか。

○橋内政府委員 もちろん世界に國が多いわけですが、主要國はほとんどニューヨークに乗り入れをしてゐるというところは事実でございしますが、國際航空事業を持つてゐる國でも、主要國、主要國でないというところは、表現はあるいは問題があるかとも思ひますが、ニューヨークに入つてない國もございしますが、いわゆる日本という國とは同じような國では大体ニューヨークに乗り入れをしております。

○小川(三)委員 日米航空協定の交渉の中で、日本側の中部太平洋經由及び以遠乗り入れの件に対して、ニューヨーク以遠は認めない。ニューヨークどまりの路線を認める条件としてアメリカ側が

逆提案を出されてゐるというのを伺つてゐるんですが、そういう事実はありませんか。

○橋内政府委員 ただいま述べになりましたように、昨年の夏の會議におきまして、先方はニューヨークまではロスアンゼルス經由乗り入れは認めるというのを申しましたが、その際に非常にきびしい条件がついておりました。たとえば、現在日本航空がサンフランシスコにまで行つておるわけですが、このサンフランシスコに行く路線というものは認めないという点、その他非常にきびしい条件を付したということは事実でございまして。

○小川(三)委員 私の知つておるところでは、アメリカの逆提案がありまして、一に、現在日本に認めてゐるサンフランシスコ、シアトルへの乗り入れ権及びロスアンゼルスから南米への乗り入れ権は失われる。二に、米國側に大阪への乗り入れ権、沖繩、九州、東京路線の権利を認める。三に、米航空会社の東京以遠の地点の運航、新たな東京・香港線開設については日本側の同意は要らないこととする。四に、東京からニューヨークどまりの路線を日本側が運航する場合、ロスアンゼルスに寄らないニューヨーク直行便を運航してはならない。五に、パンアメリカン航空貨物専用便の増便を直ちに認可する。これだけの五つの条件を伺つてゐるのですが、これは事実ですか。

○橋内政府委員 ただいま述べられました点ほとんど事実でございまして。ただ、これは文書によつて出されたものでなく、口頭によつて先方から述べられたものでございまして。

それから、最後のパンアメリカンの貨物便の問題は、協定交渉の問題とは直接關係ない問題でございまして。その点は少し性質が違ひますが、その他の点につきましては、ロスアンゼルスからニューヨークどまり乗り入れということに対する先方のいわば代價要求というふうな点で、いま小川先生がおつしやいました点は、細部の点までそのとおりでございまして。ただ最後の点だけがちょっと

違ふということでございます。

○小川(三)委員 アメリカのこういう逆提案に対して、運輸省として、あるいは日本政府として今後どういふように交渉をやつていこうかと思ふか、その点を運輸大臣から伺いたい。

○松浦國務大臣 交渉中ですから、向こうからいろいろなことを言ってくるでしょうけれども、現在のような不平等な条約をわれわれは承認することはできません。どこまでも国民の背景のもとにおいて世界一周飛行の路線を獲得すべく、もちろんニューヨーク・ビヨンドを獲得すべく交渉する決意であります。

○小川(三)委員 最後は何つておきますが、新国際空港の位置の決定は重大な問題ですが、主管省として運輸省が指導的に決定するのが、位置の決定ができなければ、たとえば空港公団法案が通り、空港公団ができても、何らの作業を行なうことができない。事務所を借り電話を引くくらいのこととは問題ではなくて、実際の仕事ができない。その場合、位置の決定は関係懇談会がするのか、それとも主管省である運輸省が決定するのか、その点を伺つておきたい。

○松浦國務大臣 実際問題としてここまでいろいろな段階を経たものですから、総理及びこの関係懇談会の場で総理が最終的な裁断をするというところでないときまらないのではないかと私は思つておりますが、できるだけ私は原案を提案したいと思つております。

○小川(三)委員 先般の運輸委員会が関係委員の質問に対して運輸大臣は、私は全力をあげて断固としてこの決定について努力する、邁進するといふことを言つておられるのです。その場合、一体関係懇談会で河野國務大臣は会を運営する単なる座長にすぎないのか、それとも大きな決定権を持つ立場にあるのか、運輸大臣との比重はどうなのですか。

○松浦國務大臣 政令は閣議を通さなければきまらないのですよ。私は断固やるんですよ。だけれども一人反対されたらやれないのですよ。だから

それをまとめるためにある関係懇談会でありますから責任はあります。しかし閣議の場合、反対が出ないようにするためには、皆の意見を取り入れて調整をした上で閣議に出さないと、閣議の席上で一人反対があつたら閣議が成立しないのです。そこにむづかしさがあることを御了承願ひたいと思ひます。

○小川(三)委員 これは新聞の責任といへばそれまでであります。霞ヶ浦に決定した、あるいは富里、八街は最有力候補であるというように盛んにアドバランを上げておられる。けれどもあんなのはアドバランを上げておられる。けれども、それよりもよろしいでしょうが、上げられた地域の住民は、先ほど私が申し上げたように非常に大きな影響を受けている。こういう点について政府は非常に無責任である。もしかりにいままでの八街、富里に飛行場ができなかつたら、今日まで与えた損害について賠償を請求するんだと地元の人には言つてゐる。そのように大きな影響を与えておるものを軽々しくなぜ発表されたのか、一体どういふ根拠で発表されておるのか、今後も盛んにアドバラン式に発表していく方針なのか、その点を明確にお答え願ひたい。

○松浦國務大臣 新聞がいろいろなことを書きまされども、運輸省として、航空審議会において答申したことは、富里が一位であつて、霞が二位であるという順位は言つたことがあります。しかし、それを候補地としてきめたと発表したことはないのです。けれども、それがいろいろ書かれるんです。この間正式に新聞に発表しましたのは、そのはかに東京湾の埋め立てをあわせて研究すべきであるといふのを一つ加えたものですから、そのときに初めて富里ほか東京湾並びに霞の埋め立ても早急に研究すべきであるといふことを加えたわけなんです。そのときには、正式にそういう文書を発表しましたが、それまでは、こういう国会で質問された場合には、いままでも申し上げたような順序によつて発表しておりますが、これはおおむね航空審議会の答申を申し上げておるのであつて、ま

だ運輸省は決定してしまつたわけではありませ

運輸委員会議録第十号中正誤

○小川(三)委員 これで終わりますが、航空審議会の答申は三十九年に出るのです。その後また新たに東京湾なり何なりを調査する、そうすると、航空審議会の三十九年に出された答申はもはや生きていないと理解してよろしいですか。今後新たに各地を調査するのですか。

○松浦國務大臣 その答申は生きております。そのほか各省間でそういうことも調査してみてもいいことですから、それは調査することはしませんが、われわれはやりましょうというつもりであります。

○田邊委員長代理 次会は明九日午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

運輸委員会議録第十号中正誤

運輸委員会議録第十号中正誤

○小川(三)委員 寄与いたし

○小川(三)委員 寄与いたし

○小川(三)委員 寄与いたし

○小川(三)委員 寄与いたし

○小川(三)委員 寄与いたし

○小川(三)委員 寄与いたし

○小川(三)委員 寄与いたし

○小川(三)委員 寄与いたし

○小川(三)委員 寄与いたし

○小川(三)委員 寄与いたし

○小川(三)委員 寄与いたし

○小川(三)委員 寄与いたし

○小川(三)委員 寄与いたし

○小川(三)委員 寄与いたし

〃 三 離れて
〃 末 もがある
六 三 だ言う
七 三 ことも
九 三 常盤急行
四 七 何

離れて
ものがある
だと言う
ことも
常盤急行
何も

昭和四十年四月十一日印刷

昭和四十年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局